

労務管理ガイドブック

Ⅲ 健康管理

1. 定期健康診断

1. 健康診断の実施

(1) 雇入れ時健康診断

常時使用する労働者を雇入れる際、健康診断を実施しなければなりません。
 (医師による健康診断を受けてから3ヵ月以内の者が、
 その結果を証明する書類を提出した場合には、その項目は省略できます。)

(2) 定期健康診断

常時使用する労働者に対して、1年に1回定期健康診断を行わなければならない

<定期健診検査項目>

検査項目	医師の判断による省略が可能とされている検査項目
既往歴及び業務暦の調査	身長: 20歳以上 喀痰: X線検査で病変なし等 聴力: 45歳未満(35・40歳を除く)は オーディオメーター以外での検査可 腹囲: 40歳未満(35歳を除く)妊娠中の女性その他の者であってその腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたものBMIが20未満である者BMIが22未満であって自ら腹囲を測定し、その値を申告した者
自覚症状及び他覚症状の有無の検査	
身長、体重、視力及び聴力、腹囲の検査	
胸部エックス線検査及び喀痰検査	
血圧の測定	
貧血検査(赤血球数、血色素量)	40歳未満の者(35歳を除く)
肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)	
血中脂質検査(血清総コレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)	
血糖(HbA1cのみも可)	
心電図検査(安静時心電図検査)	糖: 血糖検査実施時
尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)	

(3) 深夜業、坑内労働等の特定業務に従事する労働者の健康診断

6ヶ月以内ごとに1回の定期健診が義務づけられています。

- 会社は、健康診断を実施した際、その結果を従業員に通知する義務があります。
- 会社は従業員の健康診断個人票を5年間保存し、これに基づいて従業員の健康管理や適切な配置転換などの措置を講じる必要があります。

2. 長時間労働に対する健康管理

1. 長時間労働と健康障害

「長時間労働」と「脳・心臓疾患の発症」の関連性から、長時間労働に対して会社が講ずべき措置が国により明確化されています。

<労働時間と脳・心臓疾患の関連性>

- 発症前1ヵ月間ないし6ヶ月間にわたっておおむね45時間を超えて労働時間が長くなると業務と発症の関連性が徐々に強まる
- 発症前1ヵ月に100時間を超える時間外労働、または発症前2ヵ月～6ヵ月を平均して80時間を超える時間外労働が認められる場合は業務と発症の関係が強い

<事業者が講ずべき措置(抜粋)>

- 36協定に定めた時間外労働の限度遵守に努める事
- 時間管理対象外(管理職)に対しても、健康障害の観点から過重労働にならないように努める事
- 健康診断を確実に実施する事
- 1ヵ月に100時間を超える時間外労働、または2ヵ月～6ヵ月を平均して80時間を超える時間外労働を行なった場合は、医師による保健指導を受けさせる事

2. 管理者の役割

時間外労働時間そのものの削減を図るとともに、データにより時間外労働の状況を確認し、時間数によって必要な対応を行ないます。

45時間を超える場合

本人への健康状況ヒアリング、時間外労働の平準化

80時間を超える場合

医師による保健指導 ⇒ 人事部に相談